（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）の規定が適用される場合における附則第三条の規定の適用については、同条中「第三条の規定による改正後の」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第六条の規定により適用する」と、「適用については、当分の間」とあるのは「適用については」とする。

（財務省組織令の一部改正）

第十六条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「の徴収及び」を「の徴収」に改め、「徴収金の徴収」の下に「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収」を加える。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十七条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「拠出金及び」を「拠出金、」に、「拠出金」と、」を「拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の規定による拠出金」と、」に、「拠出金」とする」を「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の規定による拠出金」とする」に改める。

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十三年度における平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九号

平成二十三年度における平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令

内閣は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第二項並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法第二十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十一条第一項の拠出金率並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法第二十一条第一項の拠出金率は、合わせて千分の一・三とする。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百十号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども手当事務費交付金の総額）

第一条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下この条において「法」という。）第十八条第二項の規定により平成二十三年度において政府が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）に交付する交付金（次条において「子ども手当事務費交付金」という。）の総額は、子ども手当の事務の処理に要する子ども手当受給者（法第六条の規定により認定を受けた受給資格者をいう。以下この条において同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が千四百八十七円を基準として定める額に、同年度の十月から二月までの各月末における子ども手当受給者（法第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に該当する者を除く。）の数の合計数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数を五で除して得た数を乗じて得た額とする。

（各市町村ごとの子ども手当事務費交付金の額）

第二条　各市町村に対して交付すべき子ども手当事務費交付金の額は、当該市町村における子ども手当の支払件数等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。ただし、平成二十三年度において現に要した費用の額を超えることができない。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦